

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月19日
【会社名】	株式会社しまむら
【英訳名】	SHIMAMURA CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 高橋 維一郎
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号
【電話番号】	(048) 631 - 2131 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 辻口 芳輝
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号
【電話番号】	(048) 631 - 2131 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 辻口 芳輝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年5月15日開催の当社第73期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年5月15日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第2号議案まで） >

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

ア．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき115円 総額7,958,695,865円

イ．効力発生日

2026年5月18日

その他の剰余金の処分に関する事項

ア．減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 28,000,000,000円

イ．増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 28,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、鈴木誠、高橋維一郎、中平貴士、辻口芳輝、太田誠利、鈴木豊、室久保貞一、廣田千晶を選任する。

< 株主提案（第3号議案） >

第3号議案 剰余金処分の件

年間の配当金総額が配当性向60%に相当する金額となるよう、以下の通り剰余金を処分する。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

期末配当は2月20日を基準日とするため、1株当たり配当額は2026年2月21日の株式分割前の株式数を基準に算定している。

ア．配当財産の種類

金銭

イ．1株当たり配当額

金260円から、本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額。

第73期1株当たり当期純利益金額に0.6を乗じ小数点以下を切り捨てた金額から100円を差し引いた金額（以下、「配当性向60%相当額」という。）が260円と異なる場合は冒頭の260円を配当性向60%相当額に読み替える。

ウ．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当金総額は、1株当たり配当額に2026年2月20日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ．剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

オ．配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	574,292	12,595	0	（注）1	可決（97.8%）
第2号議案				（注）2	
鈴木 誠	558,535	28,332	29		可決（95.1%）
高橋 維一郎	552,288	34,579	29		可決（94.1%）
中平 貴士	573,111	13,791	0		可決（97.6%）
辻口 芳輝	573,109	13,793	0		可決（97.6%）
太田 誠利	573,037	13,865	0		可決（97.6%）
鈴木 豊	552,595	34,309	0		可決（94.1%）
室久保 貞一	577,119	9,785	0		可決（98.3%）
廣田 千晶	584,653	2,252	0		可決（99.6%）

<株主提案（第3号議案）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第3号議案	123,123	463,237	578	（注）1	否決（21.0%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案の第1号議案から第2号議案については可決要件を満たすことが、また株主提案の第3号議案については可決要件を満たさないことが明らかになり、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上